

個人情報保護マニュアル

〔個人情報の取り扱いに関する運用規定〕

平成 18 年 4 月 1 日

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

個人情報取り扱いに関する運用規定

平成 18 年 4 月 1 日

事業者名 上山病院訪問看護
ステーション「あららぎ」
ステーション 所 長

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は上山病院訪問看護ステーション（以下、「本ステーション」という）が保有する個人情報の取り扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この規定において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりにする。

- (1) 個人情報 本ステーションが利用者とその保護者、家族、役職員等に関する情報であって、本ステーションの業務の目的を達成するために必要な範囲内において修得し、または作成されたもののうち、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、被保険者番号、要介護度、傷病名、利用医療機関名、主治医名、利用介護サービス事業者名、ケアマネージャー名、その他の記述等により、その生死に関わらず、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。
- (2) 情報主体 その生死に関わらず、一定の情報によって識別される、または識別され得る個人をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規定は、本ステーションが収集する個人情報を取り扱う業務並びに本ステーションの業務に携わる役員、職員（雇用契約に基づいた職員をいう）及び契約に基づいた職員に準じる者（非専任職員、派遣職員、アルバイト等）であって本ステーションの個人情報を取り扱うすべての者（在職中及び退職後のすべての者を含む。以下「職員等」という）に適用する。

(関連文書の位置付け)

第 4 条 この規定は、個人情報の保護に関する法律に則り、本ステーションの個人情報の取り扱いについて遵守すべき事項を定めるとともに、情報セキュリティの取り組みに関する基本的な姿勢を示した「個人情報保護方針」と整合を図るものとする。

(責務)

第 5 条 本ステーションの職員等は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護の取り扱いに伴う情報主体の権利利益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努める。

- 2 本ステーションの職員等は、業務上知り得た個人情報を漏えいし、または不当な目的に使用してはならない。

第2章 管理体制及び責任

(管理体制)

第6条 本ステーションは、個人情報の適切な管理を効果的に実施するため、役割、責任及び権利を定めて職員に周知する。

(責任者等の責務)

第7条 本ステーションは、個人情報の適切な管理を効果的に実施するために、以下の責任をおく。

(1) 個人情報管理責任者（ステーション所長）

- 2 個人情報管理最高責任者は、個人情報の取り扱いに関する方針決定や各種承認を行う。
- 3 個人情報管理責任者は、この規定の定めるところに基づき、個人情報の取り扱いに関して、安全対策の企画、立案及び実施をする。また、職員等に対する教育研修計画の策定等を行い、周知徹底等の措置を実践する責任を負う。
- 4 個人情報管理者は、この規定で定められた事項を遵守するとともに、個人情報を取り扱う職員に対し、この規定及び個人情報の取り扱いに関する本ステーションの諸事務手続きを理解させ、これらに従った処理を遵守させる。

(情報管理委員会)

第8条 本ステーションは、個人情報の取り扱いに関する適切な管理体制の維持及び重要事項の審議のため、情報管理委員会を定期的に開催する。

(窓口)

第9条 本ステーションは、個人情報の保護及び管理に関し、開示請求、苦情、相談等の受け付け窓口を常設し、開示請求、苦情及び相談の手順を決めなければならない。この連絡先を情報主体が容易に知り得る状態に置くとともに、情報主体本人等からの開示請求、苦情及び相談について対処しなければならない。

第3章 個人情報の収集、利用及び提供

(利用目的の特定)

第10条 個人情報の利用にあたっては、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において行う。

(収集の制限)

第11条 本ステーションは、利用目的の達成に必要な限度において個人情報の収集を行う。

2 本ステーションは、個人情報を収集する場合は、思想、信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。

3 本ステーションは、個人情報を収集する場合は、情報主体から適法かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、情報主体以外から収集することができる。

- (1) 情報主体の同意がある場合
- (2) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要があると認められる場合
- (3) 出版、報道等により公にされている場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) その他、情報管理委員会が情報主体以外から収集することに相当の理由があると認めた場合

4 本ステーションが情報主体から直接に個人情報収集する場合は、原則として次の事項を明らかにして情報主体の同意を得なければならない。

- (1) 個人情報管理責任者の氏名もしくは職名、所属及び連絡先
- (2) 個人情報の収集及び利用の目的
- (3) 個人情報を第三者に提供することが予定される場合は、その目的、当該情報の受領者または受領組織、提供する情報の内容と提供方法等
- (4) 個人情報の取り扱いを業者に委託する場合は、その旨の通知
- (5) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利の存在並びに当該権利を行使するための具体的な方法

5 個人情報を情報主体以外から収集する場合は、情報主体の権利利益及びプライバシーの侵害することのないように十分に留意しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第12条 本ステーションは、次に掲げる場合を除いて収集した個人情報を利用目的以外の目的に利用または提供してはならない。

- (1) 情報主体の同意がある場合
- (2) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要があると認められる場合
- (3) 法令等に基づく場合
- (4) その他、情報管理委員会が必要かつ相当の理由があると認めた場合

第4章 個人情報の適正管理

(適正な管理)

第13条 本ステーションは、個人の安全性及び信頼性を確保するため、保有する情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止に関して必要な措置を講じる。

2 本ステーションは、保有する情報をその目的に応じて最新の状態に管理する。

3 本ステーションは、保有する必要がなくなった情報を確実かつ迅速に廃棄または消去する。

(安全性の確保)

第14条 本ステーションは、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等個人情報に関するリスクに対して、合理的な安全対策を講じる。安全対策は、個人情報の収集、利用、保管、移送、消去等の各段階において検討し、必要に応じて以下の対策を行う。

(1) 組織的な安全対策

個人情報管理責任者の設置、管理規定等の整備と運用、管理状況の点検、監査をする体制の整備、実施、漏えい事案等に対する体制の整備等。

(2) 人的な安全対策

職員等との個人情報の非開示契約の締結、職員等の役割と責任の明確化、職員等に対する教育研修の実施等。

(3) 技術的、物理的な安全対策

個人情報への不正アクセスを防止するためのシステム構築、個人情報及びそれを取り扱う情報システムのアクセス制御、個人情報を含む帳票等の保管庫の設置等。

(委託に伴う取り扱い)

第15条 本ステーションは、個人情報の取り扱いを含む業務を本ステーション外の業者等(以下「受託者」という。)に委託する場合、業務目的の達成に必要な範囲内において情報を提供するものとし、個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行う。

2 本ステーションは、受託者との当該契約にあたり、受託者が講ずべき以下の各号の措置を明確にして契約を締結する。

- (1) 受託者における個人情報の秘密保持方法及び管理体制
- (2) 受託者における個人情報保護のための教育・訓練の実施
- (3) 個人情報の改ざん、漏えい、紛失または毀損に対する予防措置
- (4) 再委託する場合の再委託の範囲と再委託の先の監督
- (5) 個人情報が漏えい、その他事故の場合の措置、責任分担
- (6) 受託者への定期的な立入り検査の実施
- (7) 契約終了時の個人情報の返却及び消去方法

3 本ステーションは、受託者が本ステーションとの契約を遵守していることを確認し、個人情報の保護に努める。

第5章 個人情報の開示及び訂正等

(個人情報の開示の請求)

第16条 情報主体は、自己に関する個人の情報について、当該開示請求に必要な事項を明記した書面(書式第16条-1)をもって請求することができる。

2 本ステーションは、開示請求に対して、当該情報を所有している部署で情報主体本人であることを確認の上、その理由及び請求範囲が適正であると判断した場合は、情報主体に遅滞なく、情報を開示しなければならない。但し、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、その全てまたは一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害すおそれがある場合
- (2) 開示請求の対象となる個人情報に第三者の個人情報が含まれる場合
- (3) 開示をすることにより、本ステーションの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合
- (4) 他の法令に違反することとなる場合

3 本ステーションは、開示請求に対して、その全てまたは一部を開示しない旨を決定した場合は、開示請求を行った情報主体に対し、その理由を文書(書式第16条-2)開示請求回答書で通知する。

(個人情報の訂正等)

第17条 情報主体は、開示された個人情報に誤りがあった場合、自己に関する情報の訂正、追加または削除、利用停止(以下、「訂正等」という)を請求することができる。

2 本ステーションは、訂正等の請求に対して、利用目的の達成に必要な範囲内において、

遅滞なく事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該情報の内容の訂正等を行う。

3 訂正等を行った場合は、(その内容を含む)を通知する。なお、訂正等を行わない場合は、その理由を文書(書式第17条-2 訂正・追加・削除請求書)で通知する。

第6章 不服の申立て

(不服の申立て)

第18条 情報主体は、前二条に基づきなされた開示、訂正等の措置内容に対して不服がある場合は、当該の不服申立てに必要な事項を明記した書面をもって個人情報統括責任者に対して、不服を申立てることができる。

2 個人情報統括責任者は、前項により提出された不服申立てに対して、情報管理委員会において速やかに審議し決定結果を文書で情報主体に通知する。情報管理委員会は、審議に際して、必要に応じて不服申立て人、本ステーションの当該情報を所有している部署の職員等関係者の出席を求め、意見または説明を聴取することができる。

3 情報管理委員会は、情報主体からの不服申立てが正当であると判断した場合は、当該情報を所有している部署の個人情報管理責任者に対して、情報の開示、訂正等の勧告をすることができる。

第7章 漏えい事案等への対応

(漏えい事案等への対応)

第19条 本ステーションは、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい等の事実関係を確認し関係機関に速やかに連絡を行う。再発防止等の観点から、事故記録を作成するとともに、再発防止策を検討しなければならない。

2 本ステーションは、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、対象となった情報主体に速やかに事実関係等の通知を行う。

3 個人情報の漏えい等の事故があった場合に備え、危機対応のための体制の整備、手順の策定等について、別途定める。

第8章 その他

(教育)

第20条 本ステーションは、全職員に個人情報の管理について適切な教育・研修を行う。

2 情報管理委員会は、継続的かつ定期的に教育・研修を計画し実施する。

(懲戒)

第21条 職員等が個人情報保護に関する法令及び諸規程に違反し漏えい等の事故を発生させた場合で情報管理委員会が必要であると判断した場合は、所長に対して懲戒または相応の措置をとるよう申請することができる。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、情報管理委員会の議を経て行われる。

本規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

利用者みなさまへ

個人情報保護のお取り扱いについて

平成 18 年 4 月 1 日

事業者名 上山病院訪問看護

ステーション「あららぎ」

ステーション 所 長

本ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者様の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本ステーションの基本的姿勢

本ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者みなさまの個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 本ステーションが保有する個人情報の利用目的

本ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者みなさまの個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ・学会、研究会等での事例研究発表
- ・学生等の実習、研修への協力のため

3. 本ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法、期間、廃棄処分方法については、適用される法律ごとにことなります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正利用停止等は、下記にお申し出てください。

個人情報管理責任者 ステーション所長

苦情・相談窓口部署 上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

TEL 023-672-2556

FAX 023-673-2156

個人情報に関する開示請求書

年 月 日

上山病院訪問看護ステーション「あたらぎ」
訪問看護ステーション 所 長 殿

私は、貴訪問看護ステーションが保有する下記の個人情報を開示
していただきたく、請求いたします。

開示を受けよう とする利用者	フリガナ	(姓)	(名)
	利用者氏名		
	住 所		
	生年月日	年	月 日
開示を希望する 記録等	1 訪問記録のすべて 2 その他		

開示請求者 氏 名 _____

利用者との関係 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

(本人同意書)

私は、上記のとおり、(請求者) _____ に対して、
貴訪問看護ステーションが保有する私の訪問看護記録等が開示され
ることに同意いたします。

利用者本人 (自署) _____

代 理 人 _____

_____殿

当訪問看護ステーションが保有する_____殿
に関する個人情報の開示について

貴殿から開示請求書が提示されておりました標記の件については、
下記のとおり決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

() 開示対象となる記録

つきましては、 月 日まであらかじめ当ステーションに、ご連絡のうえ当訪問
ステーションまで起こしただけますようお願いいたします。

なお、複写の実費として金_____円を申し受けます。お越しいただいた時に、
お支払いいただけますようお願い申し上げます。

() 開示できない記録

その理由

- () 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害すおそれがある場合
- () 開示請求の対象となる個人情報に第三者の個人情報が含まれる場合
- () 開示をすることにより、本ステーションの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場
合
- () 他の法令に違反することとなる場合

なお、この件についてご不明の点は、当訪問看護ステーションまでお尋ね下さい。

_____年_____月_____日

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

管理者 印

個人情報に関する訂正・追加・削除請求書

年 月 日

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」
訪問看護ステーション 所 長 殿

私は、貴訪問看護ステーションが保有する下記の個人情報について、
下記のとおりを訂正・追加・削除請求書（以下、訂正等）していただ
くよう請求いたします。

訂正等を求める 利用者	フリガナ	(姓)	(名)
	利用者氏名		
	住 所		
	生年月日	年 月 日	
訂正等を希望す る内容等	訂正等希望箇所を特定する記録文書名、日付		
	具体的な訂正内容		

請 求 者 氏 名 _____

利用者との関係 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

(本人委任状)

私は、上記のとおり、(請求者) _____ に対して、貴訪問看護ステーションが
保有する私の訪問看護記録等の訂正等に関する一切を委任いたします。

利用者本人 (自署) _____

代 理 人 _____

_____ 殿

当訪問看護ステーションが保有する _____ 殿
に関する訂正・追加・削除請求書について

貴殿から訂正・追加・削除請求書が提示されておりました標記の件については、
下記のとおり決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

() 訂正等の内容

つきましては、 月 日まであらかじめ当ステーションに、ご連絡のうえ当訪問
ステーションまで起こしただけますようお願いいたします。

なお、複写の実費として金 _____ 円を申し受けます。お越しいただいた時に、
お支払いいただけますようお願い申し上げます。

() 訂正等できない内容

訂正等ができない理由

- () 当該情報の利用目的からみて、訂正等が必要でないため
- () 当該情報に誤りがあるとの指摘が、正しくないため
- () 対象となる情報について、当訪問看護ステーションには訂正の権限がないため
- () その他

なお、この件についてご不明の点は、当訪問看護ステーションまでお尋ね下さい。

_____年 _____月 _____日

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

管理者 所長 _____

個人情報使用同意書

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

1 使用目的

私及び家族の個人情報は、居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合は、使用することに同意します。

2 条 件

情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

上山病院訪問看護

ステーション「あららぎ」所長 殿

平成 年 月 日

利用者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印
家族の 代表者	住所	〒
	氏名	印